

令和7年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案) 〔工事〕

令和6年度の実施状況
令和7年度の実施方針(案)

令和7年3月11日



目次

1. 入札・契約、総合評価に関するこれまでの取組・・・	2
2. 令和6年度の実施状況	4
3. 令和7年度の実施方針(案)	11

1. 入札・契約、総合評価に関するこれまでの取組

国土交通省における入札契約制度改革の取り組み

公共工事の入札契約制度は、工事の適正な施工を確保するとともに、これを請け負う建設業の健全な発達を図る観点から、それぞれの時代の課題に対応して、制度の見直しを実施

明治22年

会計法制定

原則 一般競争方式

不良不適格業者の参入

- ・橋梁談合(H17)、水門談合(H19)
- ・透明性・客観性・競争性の確保

一般競争方式の拡大

- H20年度までに予定価格6千万円以上まで拡大
- ・低価格入札の増加

明治33年

指名競争方式に転換

- ・透明性・客観性・競争性の確保
- ・国内建設市場の海外開放
- ・ゼネコン汚職事件(H5~6)

平成18年

ダンピング対策

施工体制確認型総合評価方式の試行等

平成6年

一般競争方式の導入

WTO対象工事

~平成24年

総合評価改善

品質確保、優良建設企業の選抜

平成10~12年

総合評価落札方式の導入

- ・最初の総合評価落札方式の試行
- ・大蔵大臣との包括協議の成立等

- ・行き過ぎた価格競争
- ・総合評価に係る受発注者の負担増大
- ・建設投資減少に伴う地方建設業の疲弊
- ・高知県内談合(H24)

透明性・公正な競争・不正行為の排除・適正施工の確保

平成26年

担い手3法の一体改正

将来にわたる品質確保、中長期的な担い手の育成確保

平成12年

入契法の制定

透明性の確保、公正な競争の促進

低価格入札の急増
公共工事の品質低下の懸念

- ・災害頻発・働き方改革

令和元年

新・担い手3法の一体改正

働き方改革の推進・生産性向上・災害時の緊急対応強化

- ・担い手確保・地域建設業の維持
- ・新技術の活用

平成17年

品確法の制定

総合評価落札方式の本格導入

令和6年

第三次・担い手3法の一体改正

- ・担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化

1. 入札・契約、総合評価に関する令和6年度のポイント

関東地方整備局における入札・契約、総合評価に関する近年の動向と意見

動向

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

⇒働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。

※建設業についても、改正労働基準法施行の5年後に罰則付き上限規制の一般則を適用。

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月14日)

・公共工事の品質確保、働き方改革への対応、生産性向上への取組、災害時の緊急対応の充実強化等。

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和2年1月30日)

意見

■ 建設業団体等からの主な意見

○働き方改革、担い手確保・育成、施工時期の平準化

- ・若手技術者、女性技術者の育成
- ・県内業者の受注機会の確保、拡大
- ・技術者に関する要件の緩和

○品質確保、生産性向上、技術力の向上

- ・ICT土工などの試行工事の拡大、ICT活用技術の普及・定着

○事務負担の軽減

- ・入札手続きスケジュールの改善

など

- 不調不落の発生状況は令和2年度以降、改善の傾向
- 罰則付きの労働時間の上限規制(令和6年度から適用)

令和6年度 入札・契約、総合評価の実施方針に反映

ポイント

1. 担い手の育成・確保
2. 働き方改革の取り組み強化
3. 不調不落対策
4. 生産性向上、技術力の向上

の取組を更に推進、深化

2. 令和6年度の実施状況

目次

2-1	令和6年度の入札・契約、総合評価の実施状況	5
2-2	令和6年度の入札・契約、総合評価の取組結果等の報告	9

①入札・契約方式の実施状況

- 令和6年度は、約82%の工事を一般競争で実施。
- 不調・不落が見込まれる案件においては施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式を実施。
- 近年、関東地方では大きな災害が発生していないことからフレームワークモデル工事の活用が減少しているため、指名競争の割合は約14%となっている。

(契約金額: 百万円)

	R 3			R 4			R 5			R 6 (R6. 12月末時点)		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	876	68.3%	300,527	779	74.7%	303,714	718	76.3%	231,108	495	81.7%	133,107
指名競争	336	26.2%	51,151	217	20.8%	32,728	161	17.1%	22,767	88	14.5%	11,615
随意契約	71	5.5%	16,073	47	4.5%	16,188	62	6.6%	94,096	23	3.8%	2,639
合計	1,283	100%	367,751	1,043	100%	352,629	941	100%	347,971	606	100%	147,361

※250万円未満の工事を除く

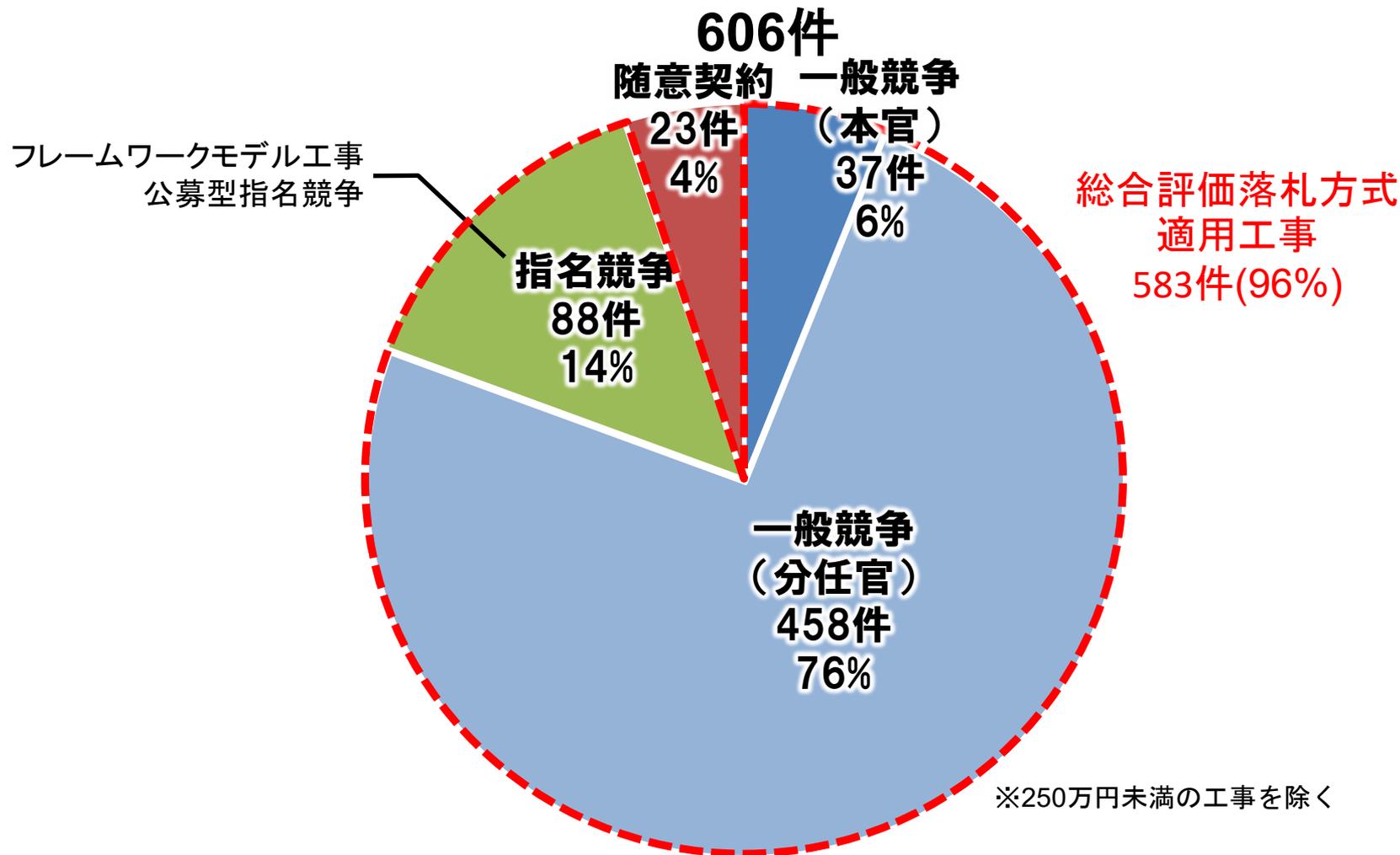
※指名競争は公募型指名競争入札及びフレームワークモデル工事にのみ適用。

※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。

②総合評価落札方式の実施状況

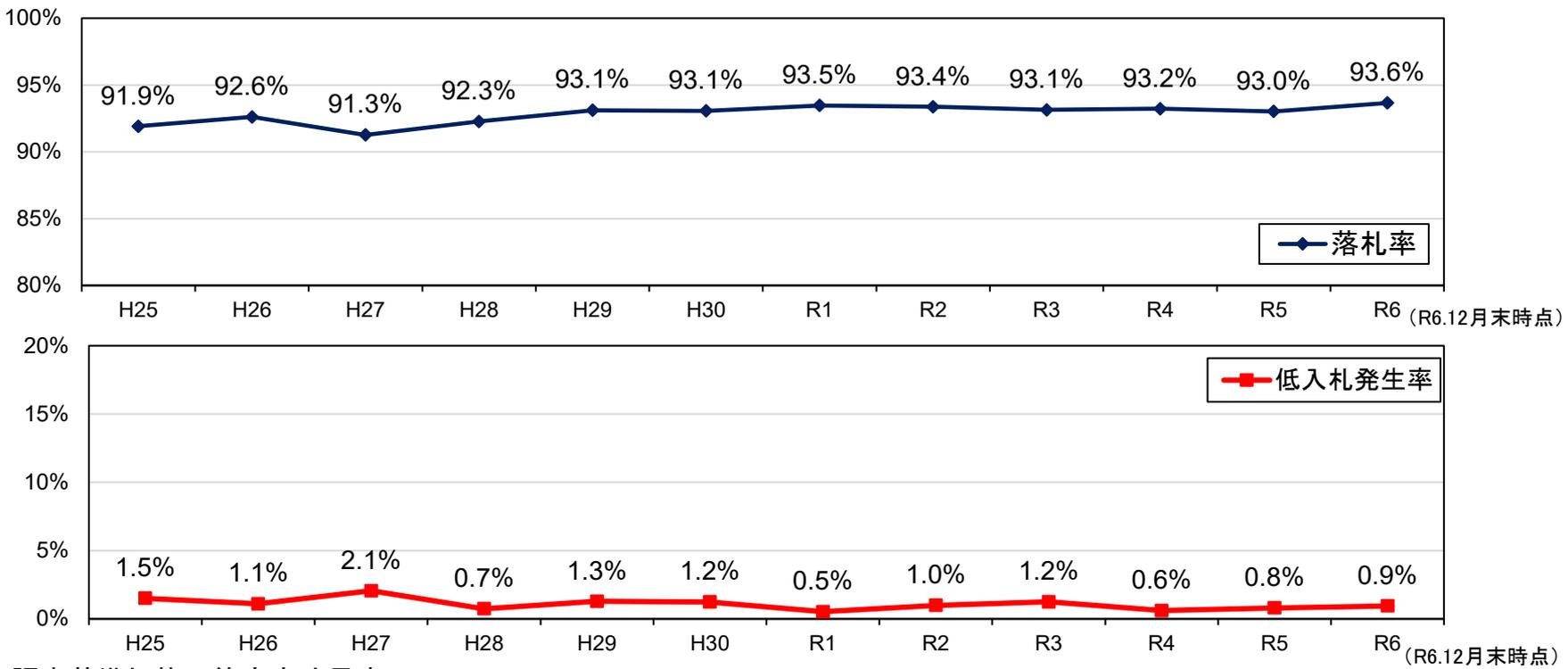
○令和6年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。

令和6年度工事契約件数(R6.12月末時点)



③落札率・低入札発生状況

○落札率は、近年90%台で推移しており、令和6年度は**93.6%**。
 ○低入札発生率は、近年1.0%程度で推移しており、令和6年度は**0.9%**。



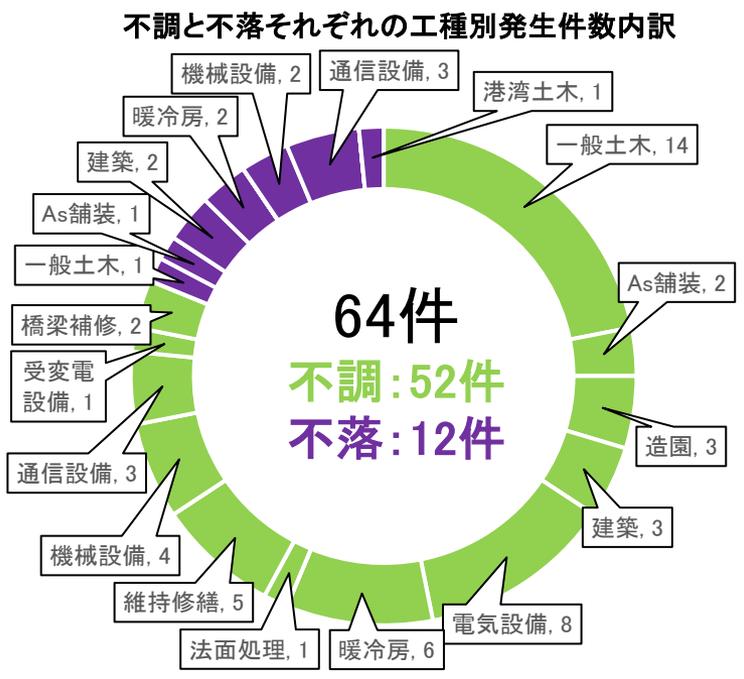
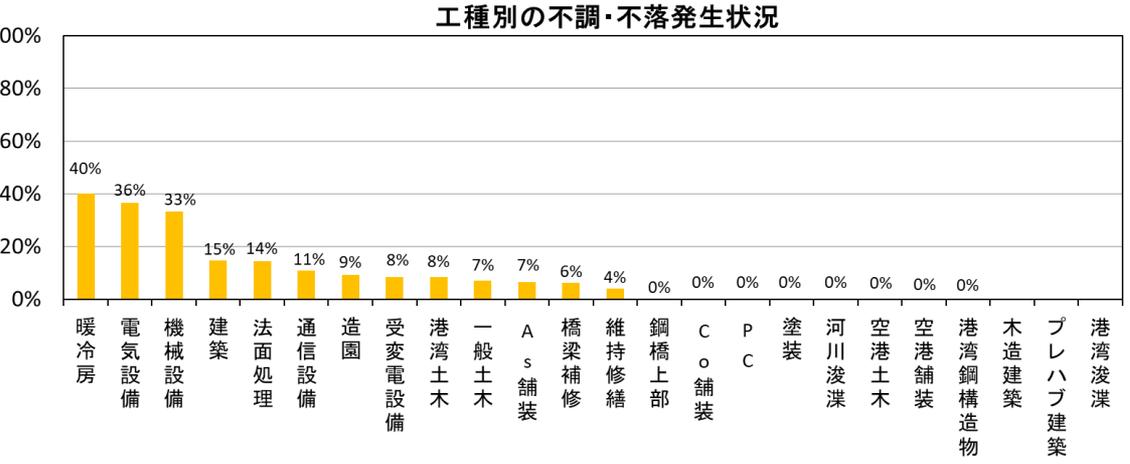
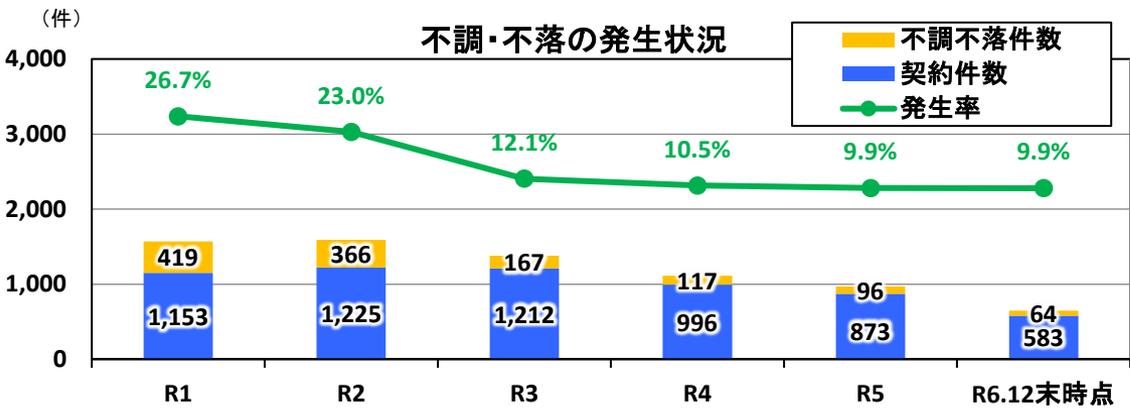
参考：調査基準価格の算定方法見直し

	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%
【範囲】	7.0/10~9.0/10					→	7.5/10~9.2/10		

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
 ※250万円未満の工事を除く

④不調・不落発生状況

○令和6年度の不調・不落発生率は9.9%。令和元年度、2年度から改善し、近年は横ばいの傾向。
 ○工種別では、設備関連(暖冷房、電気設備、機械設備)で高い傾向にあり、今後も継続して対策を進めていくことが必要。



※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
 ※250万円未満の工事を除く

	暖冷房	電気設備	機械設備	建築	法面処理	通信設備	造園	受変電設備	港湾土木	一般土木	As舗装	橋梁補修	維持修繕	鋼橋上部	Co舗装	PC	塗装	河川浚渫	空港土木	空港舗装	港湾鋼構造物	木造建築	プレハブ建築	港湾浚渫
発注件数	20	22	18	34	7	56	33	12	12	214	46	32	122	2	1	3	3	4	4	1	1	0	0	0
不調不落件数	8	8	6	5	1	6	3	1	1	15	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2-2. ①多様な入札・契約の取組状況

	取組の目的	取組内容	概要	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数	R6年度 契約件数 (R7.3未見込み)
入札・ 契約制度	担い手の育成・確保	女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。 工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。 	0件	9件	0件
		監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	40件	60件	53件
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	15件	9件	2件
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	86件 (42組)	93件 (43組)	136件 (51組)
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	2件	0件	1件
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	48件	13件	14件
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	688件	643件	772件
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	19件 (67フレーム)	6件 (27フレーム)	0件
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	198件	156件	127件
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	15件	15件	15件
全体契約件数 ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く。上記の取組みは重複あり。				1,043件	941件	約900件 ⁹

※値は適用対象工事の件数であり、実際に技術者を交代した件数とは異なる

2-2. ②多様な総合評価の取組状況

	取組の目的	取組内容	概要	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数	R6年度 契約件数 (R7.3末見込み)
総合評価 落札方式	担い手(企業)の 確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は 自治体実績評価型	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体 (都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	評価型:64件 チャレンジ型:24件	54件	84件
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の 競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき 事項」を3段階で評価。	1件	0件	0件
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係 る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害 活動の実績等を評価)	100件	39件	6件
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務 手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	-	20件	44件
	担い手(技術者)の 育成・確保	若手技術者活用評価型 (平成25年度～) ※令和4年8月以降評価項目見 直し	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置 することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技 術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	159件	127件	185件
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事 していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう 方式。	6件	11件	4件
	不調・不落対策	地域防災実績評価型 (令和2年度～令和5年度) ※フレームワークモデル工事及び公募型 指名競争入札に適用	・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点 から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。	177件	22件	企業実績評価型 に統合
		実績評価型 (令和2年度～令和5年度) ※公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	37件	16件	企業実績評価型 に統合
		企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公 募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	-	125件	127件
	生産性向上、 技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階 にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されてい る技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品 質の向上を図るための方式。	21件	17件	20件
		新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		46件	22件	18件
		新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階 に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効 率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	1件	2件	10件
全体契約件数※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く。上記の取組みは重複なし。				1,043件	941件	約900件 ¹⁰

3. 令和7年度の実施方針(案)

目次

3-1	入札・契約制度、総合評価に関する意見と動向	12
3-2	令和7年度の実施方針(案)のポイント	13
3-3	令和7年度の実施方針(案)	15
3-4	実施方針の適用時期	40

3-1. 入札・契約制度、総合評価に関する意見と動向

令和6年度実施方針

【R6年度 建設業団体等からの意見】

- ◆ 発注工事について
 - ・工事請負業者選定の見直し
 - ・調査基準価格等の引き上げ
- ◆ 配置予定技術者の要件緩和について
 - ・発注要件の施工実績の緩和
 - ・配置予定技術者申請書の提出時期の緩和
 - ・総合評価における技術者の評価点を低くした工事の実施
 - ・監理技術者制度の運用緩和
 - ・熟練技術者の加点
- ◆ 受注機会の確保について
 - ・発注要件の施工実績の緩和
 - ・多くの企業が受注機会を見込める総合評価方式
 - ・地域要件による地域建設業への配慮
 - ・一度に多くの工事を発注する際には、重複受注を認めない一括審査方式の活用
- ◆ 生産性向上について
 - ・Value for Money(VFM)の導入
- ◆ 入札契約手続きについて
 - ・受発注者双方の負担軽減のための一括審査の導入
 - ・入札手続きスケジュールの改善
 - ・不調不落時の簡素化 など

【R6年度の実施状況】

- 罰則付きの労働時間の上限規制
- 関東地方整備局の取組
 - ・月単位の週休2日適用工事を原則とし、発注者指定方式により発注。
 - ・若手・女性技術者奨励賞の創設
- 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)
 - ・令和7年2月 運用指針改定
- 総合評価
 - ・入札状況の分析
 - ・試行工事のPDCA
- 不調不落
 - ・発生状況は令和2年度以降、改善の傾向

令和7年度
実施方針
改定のポイント

1. 技術評価点の分析結果から、競争環境を適切に確保するための見直し。
2. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。

○基本的な考え方

建設業団体等からの意見や入札状況の分析による、適切な競争環境を確保する見直しを実施。

あわせて第三次担い手3法の「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」の取組を実施。

○主な改善点

1. 技術評価点の分析結果から、競争環境を適切に確保するための見直し。

①適切な競争環境の確保

- 急激な工事費変動に対応するため、発注標準を見直し。
- 工事成績の評価点が集中化していることから、評価基準の細分化を実施。
- 工事件数の減少を踏まえ、技術者の工事成績の評価対象期間を延長。
- 技術提案評価S型で、施工条件及び工事特性等から適切なVE提案を求めがたい場合は、「工事全般の施工計画」を2項目設定の見直しを実施。

②受注機会の確保

- 直轄工事の実績を持たない企業の参入を促し、地域建設業の維持に向けた環境を整備。

○主な改善点

2. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。

③技術者不足への対応

- 「配置予定技術者の技術力」の評価を行わない技術提案評価S型(WTO)において、配置予定技術者申請書提出時期を緩和することで、企業側の負担を軽減。

④生産性向上・脱炭素化等

- 従来のS型では、費用面等から導入し得なかった「総合的に価値の最も高い資材等(工法や自社開発のCN等の材料活用)」の導入のため、技術提案・評価型(S1)の試行工事を実施。

⑤担い手の育成・確保

- 将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的とし、新設された「若手・女性技術者奨励賞」の受賞者を総合評価において加点評価。
- 女性技術者および若手技術者に係る評価基準等の見直し。

⑥働き方改革の取組推進

- WLB関連認定を受けている企業の加点評価の適用工事を拡大

その他

- 週休2日制適用工事の施工実績の評価を廃止。

3-3. 令和7年度の実施方針(案)

1. 適切な競争環境の確保

- ・急激な工事費変動に対応するために、**工事請負業者選定事務処理要領の発注標準を見直し。**【①、p17～23】
- ・工事成績の評価点が集中化している対応として、**工事成績の評価基準の細分化を実施。**【②、p24～25】
- ・近年、発注工事件数が減少している傾向を踏まえ、**配置予定技術者の工事成績評価の対象期間を4年間から8年間に延長。**【③、p26】
- ・技術提案評価S型(WTO)において、VE提案なしの評価【工事全般の施工計画のみ、60点満点】により手続きを行った場合、**評価点の差(15点)を小さくするため、施工計画2提案による評価へ見直。**【④、p27】

2. 受注機会の確保

- ・工事の地域の発注にあたっては、品確法運用指針を踏まえ、地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格 や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジ型」の積極活用を行う。
- ・「直轄工事の実績がない」又は「近年、受注実績のない」企業の参入ため、**新規参入を促すための新たな総合評価方式を導入。**【⑤、p28～29】
- ・同一時期に同一条件等の工事を複数発注する際には、「一括審査方式」を事務負担の側面も含めて積極的に実施。

3. 技術者不足への対応

- ・配置予定技術者の工事経験については、企業の設定と同じ条件にする必要はなく、技術者不足により競争参加者が少数と見込まれる場合においては、工事の特性や地域の実情を勘案し、条件を緩和するなど適切に設定。
- ・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型において、技術者不足や配置予定技術者の経験が少ないと見込まれる工事については、2段階評価の検討を行う。
- ・**配置予定技術者の評価を行わない技術提案評価S型(WTO)において、配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、参加表明段階で技術者の資料を求めない方式を試行。**【⑥、p30】

4. 生産性向上・脱炭素化等

- ・従来のS型では費用面等から導入し得なかった「**総合的に価値の最も高い資材等**」の導入のため、**技術提案・評価型(S1)の試行工事を実施。**【⑦、p.31】

5. 担い手の育成・確保

- ・若手技術者の活用促進を一層図るため、「技術者育成型」、「若手技術者活用評価型」の積極活用を行う。
- ・将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として創設した、**若手・女性技術者奨励賞を自由設定項目で評価。**【⑧、p.32】
- ・「女性技術者・若手技術者の活用を促す登用モデル工事」における交代要件(同等以上の技術者確保)が厳しいことや、女性技術者・若手技術者に係る総合評価の取組みが煩雑になっていることを踏まえ、**資格要件における取り組みを廃止するとともに、総合評価において女性技術者と若手技術者を統合。**【⑨、p33～34】

6. 働き方改革の取組推進

- ・ワーク・ライフ・バランス関連認定を受けた企業の評価を、**全評価方式で適用。**【⑩、p35】

3-3. 令和7年度の実施方針(案)

7. 受発注者双方の事務負担の軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」を積極的に実施する。

8. 不調不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」の試行を継続する。
- ・「余裕期間制度」は発注量や地域特性に応じて適切に活用を行う。引き続き「不調随契」の積極活用を行う。
- ・【取組紹介】長期の発注見通しによる安定的な施工体制の確保、道路での異常発生時における緊急対応の迅速化、工事発注手続きの簡素化等のための新たな取組みとして、国道4号強靱化フレームワークモデル工事の試行を実施。【⑬、p39】

9. その他

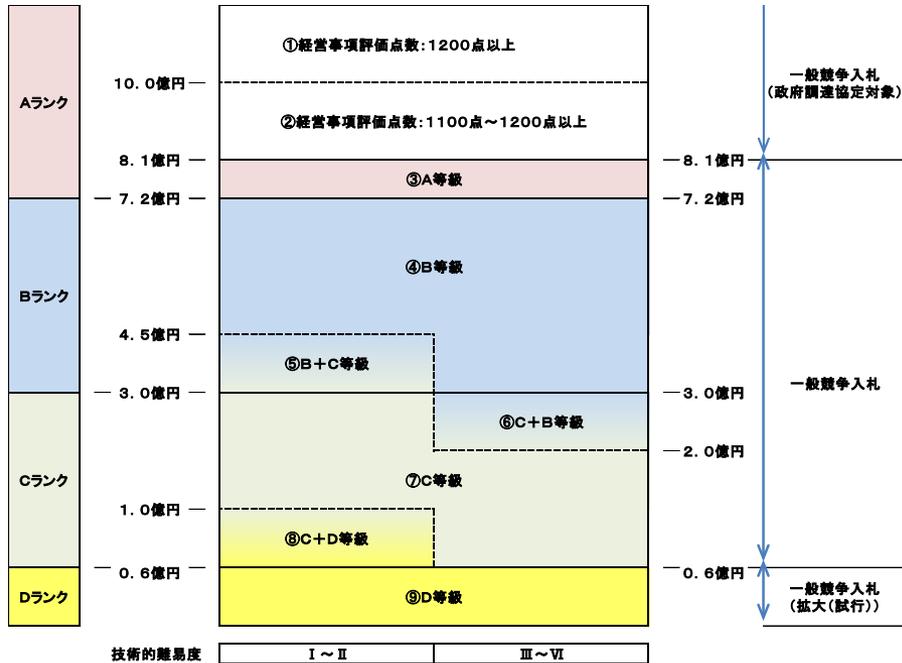
- ・週休2日制適用工事の施工実績の評価について、令和3年度から発注者指定方式としてから期間が経過し、企業側に充分浸透していることから、総合評価による政策誘導を終了(工事成績で評価)することとし、評価項目を廃止。【⑪、p36】
- ・【取組報告】賃金引上げの加点状況について報告。【⑫、p38】

令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

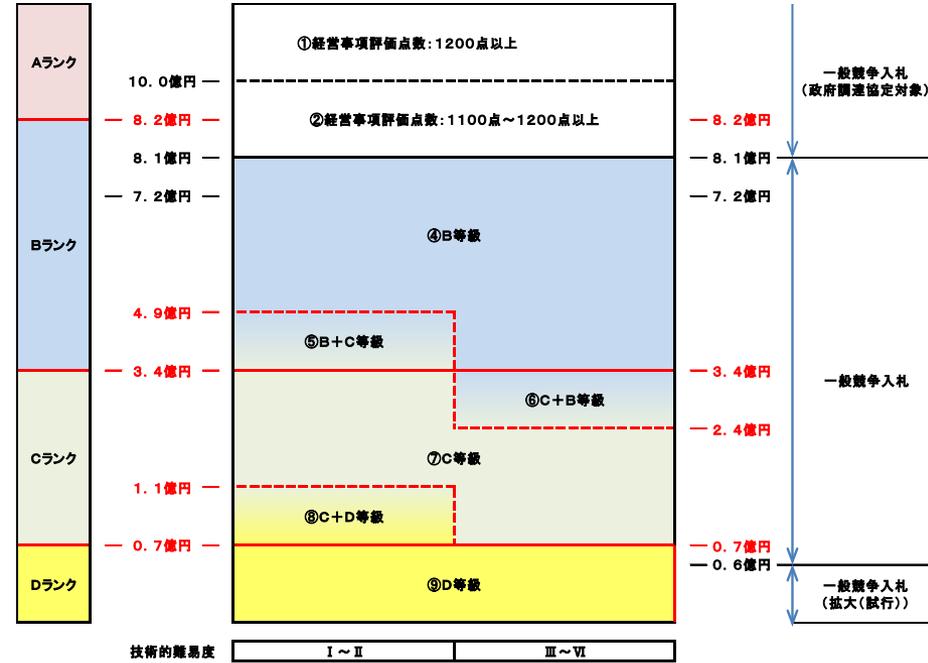
○発注標準の等級区分を見直し。

＜一般土木工事及び建築工事の場合＞

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①,②: WTO対象のため地域要件は付さない
- ③,④: 関東管内に本店・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ⑤: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑥: C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑧: C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑨: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

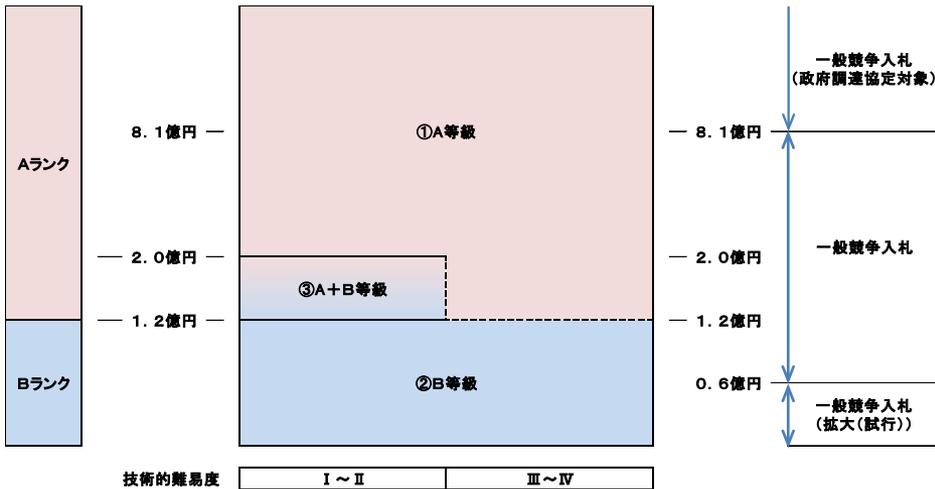
- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

3-3 ①. 発注標準の見直し

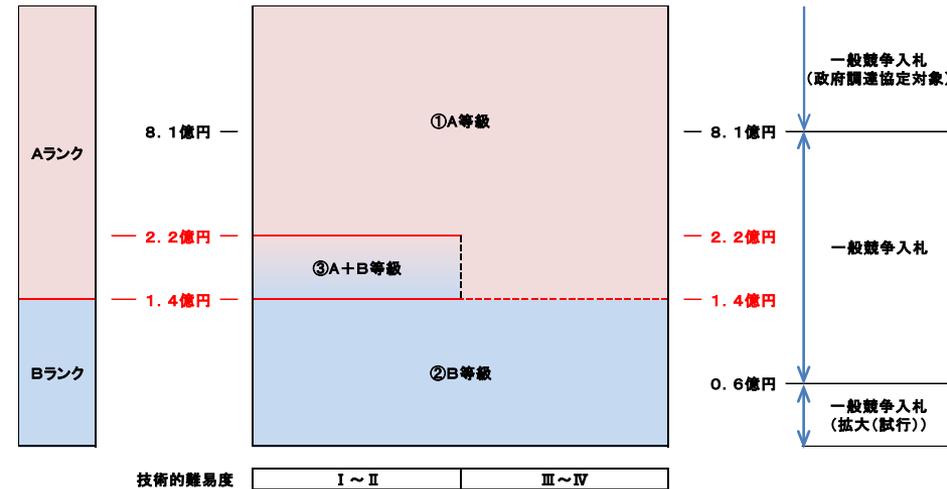
令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

<As舗装工事の場合>

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において
直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

<地域要件(本店等の所在地)>

- ①: 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ②: 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所関東管内に本店・支店・営業所
- ③: A業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
B業者は、施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

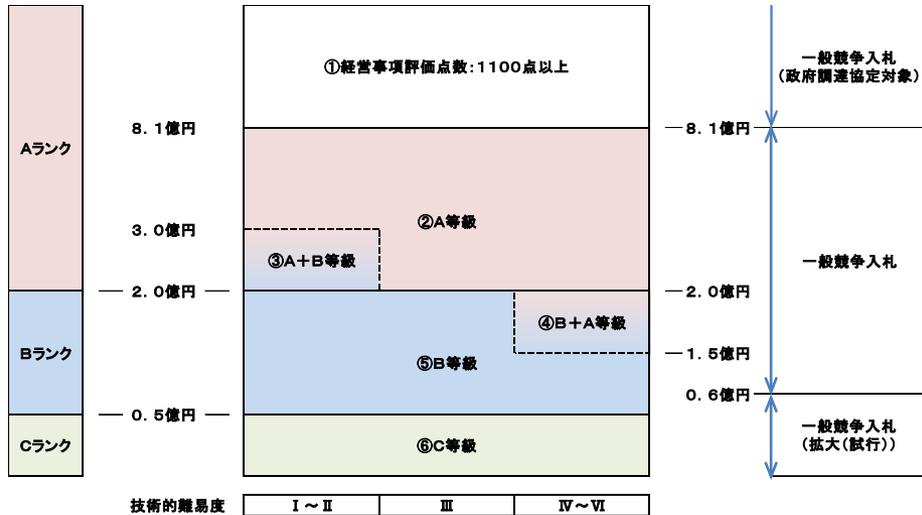
- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

3-3 ①. 発注標準の見直し

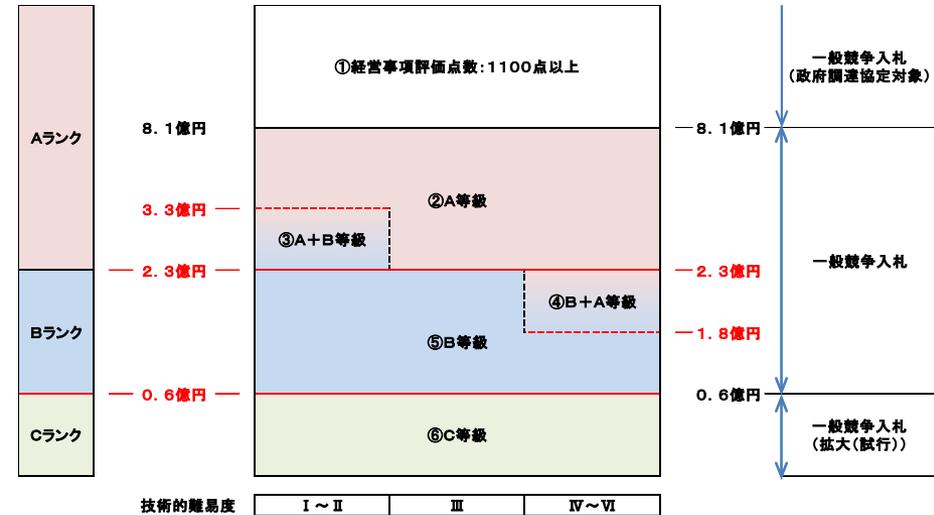
令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

＜電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合＞

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において
直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ① : WTO対象のため地域要件は付さない
- ②、③ : 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ④～⑥ : 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

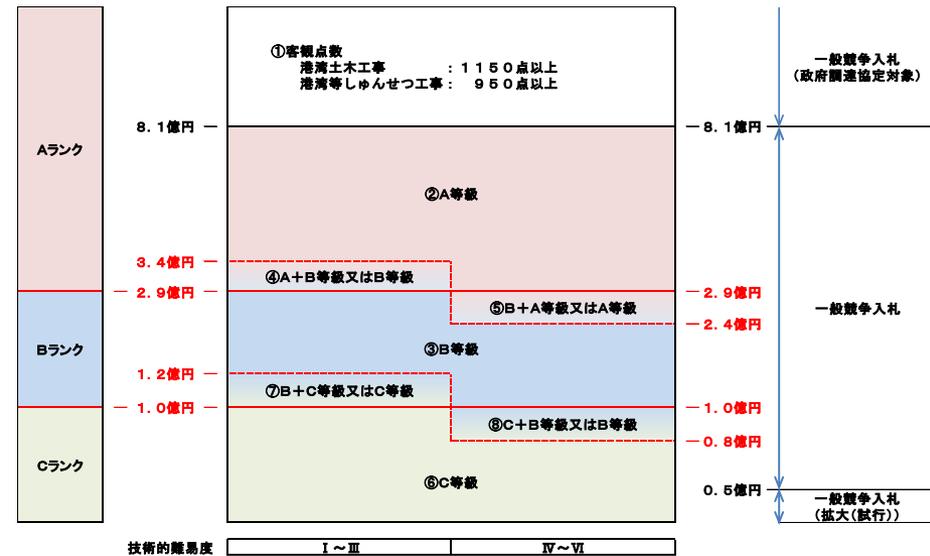
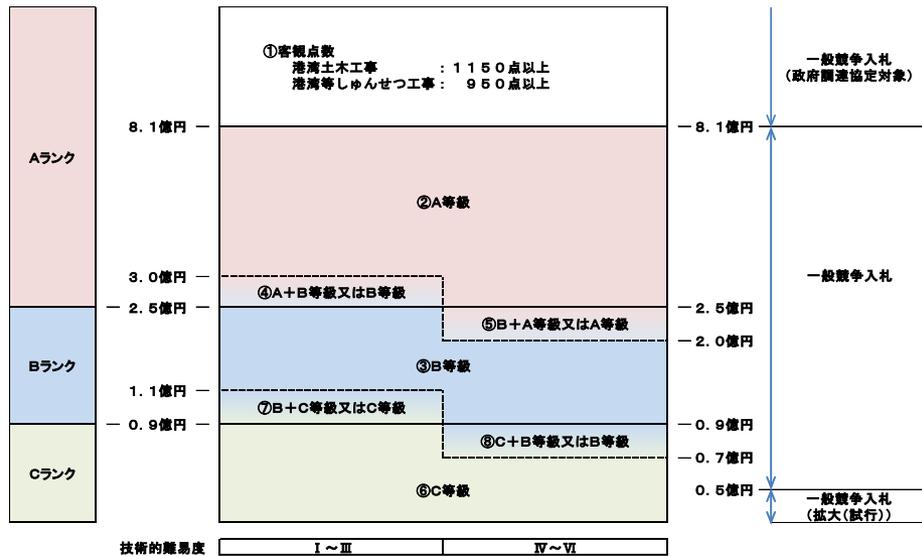
3-3 ①. 発注標準の見直し【港湾空港関係】

令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

○発注標準の等級区分を見直し

＜港湾土木工事・港湾等しゅんせつ工事の場合＞
工事・発注方針（見直し前）

令和7年4月以降発注方針（見直し後）



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②~⑤: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内に本店
- ⑦,⑧: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内に本店・支店・営業所

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

3-3 ①. 発注標準の見直し【港湾空港関係】

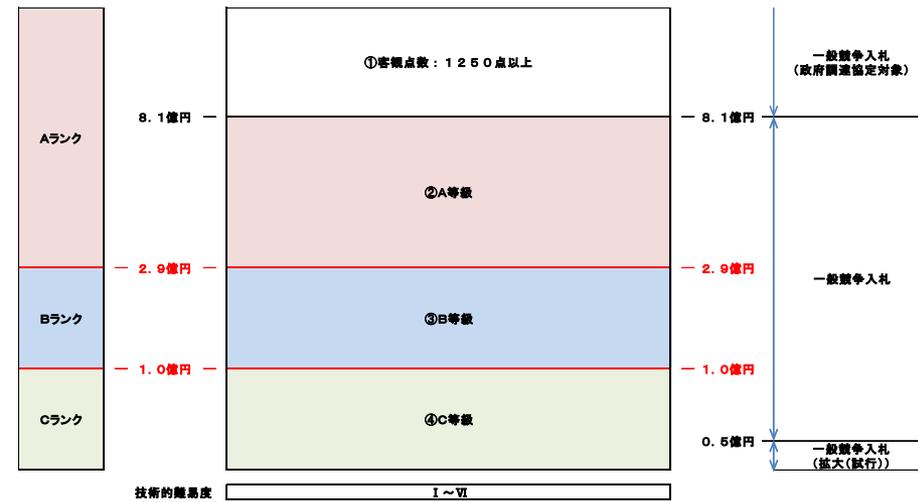
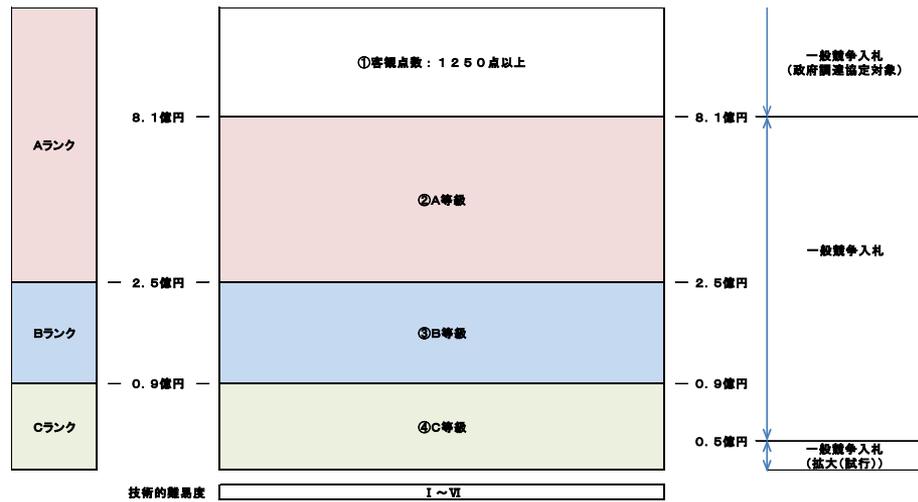
令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

○発注標準の等級区分を見直し

＜空港等土木工事の場合＞

工事・発注方針(見直し前)

令和7年4月以降発注方針(見直し後)



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

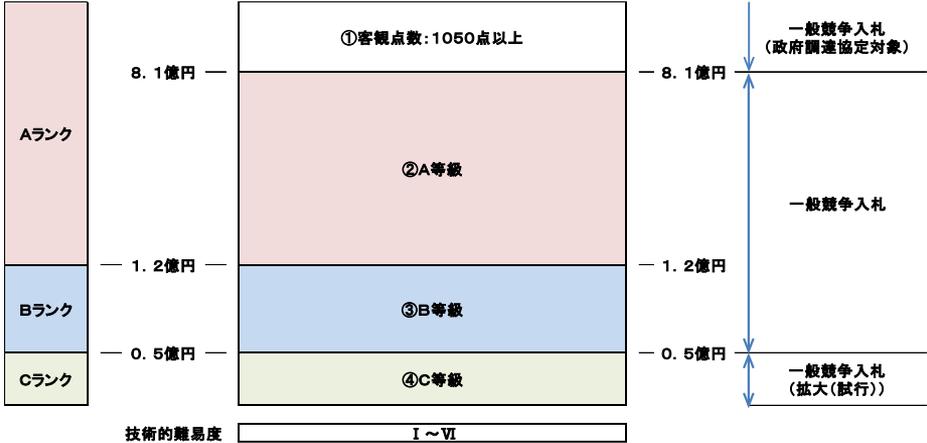
- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

3-3 ①. 発注標準の見直し【港湾空港関係】

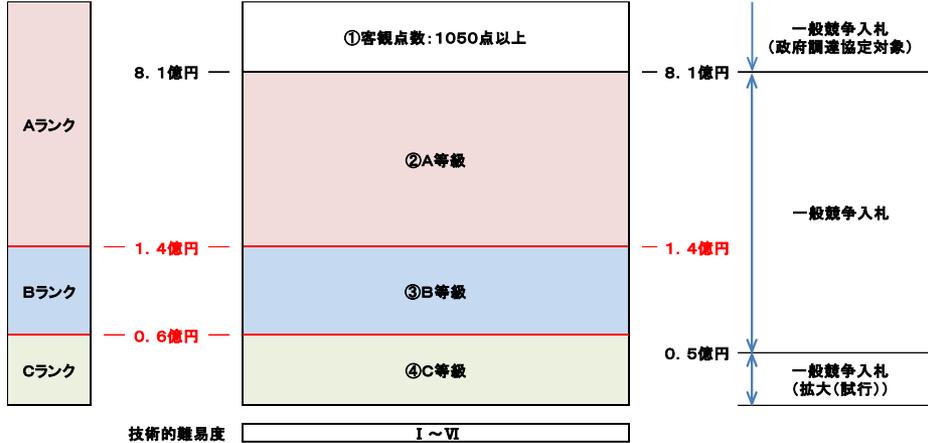
令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

<空港等舗装工事の場合>

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



- <地域要件(本店等の所在地)>
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
 - ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
 - ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

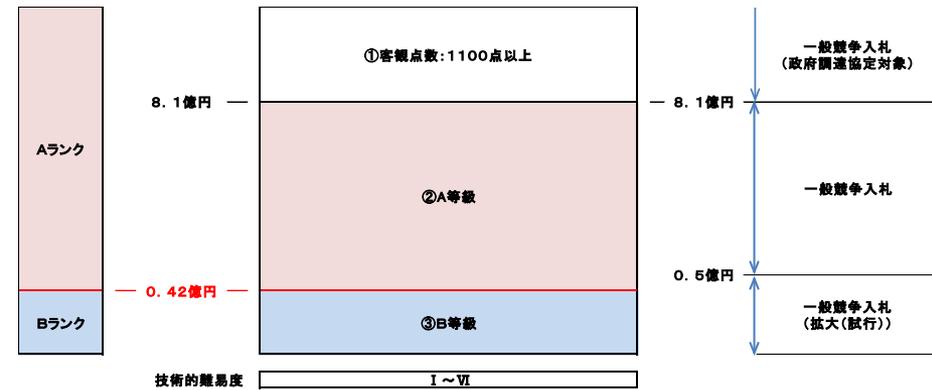
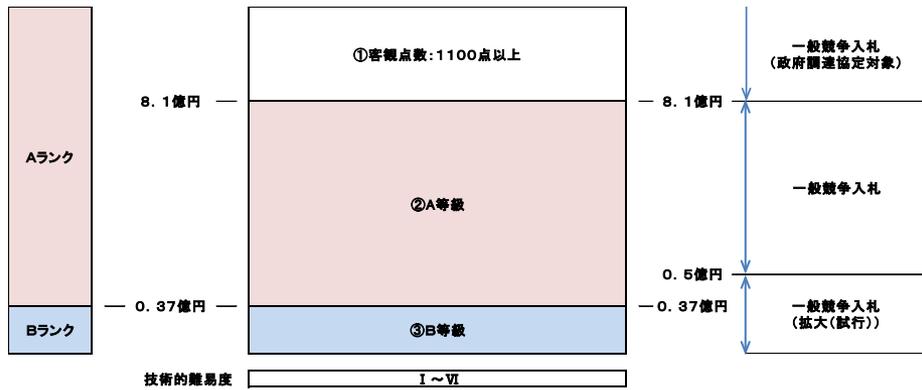
3-3 ①. 発注標準の見直し【港湾空港関係】

令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

<港湾等鋼構造物工事の場合>

工事・発注方針(見直し前)

令和7年4月以降発注方針(見直し後)



<地域要件(本店等の所在地)>

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②: 関東管内に本店・支店・営業所
- ③: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

3-3 ②. 工事成績評価基準の見直し

P (現行)

○工事成績 (企業の評価の例)

- ・平成17年度より評価項目として設定。以降、
 - －平成25年度：評価対象期間を2年から3年に延長。配点を変更。
 - －令和2年度：都県・政令市の成績評価を追加
- 上記の見直しを経て現在に至っており、評価基準は平成25年度からは変更がない。

【企業の評価における工事成績の評価基準の例 (現行)】

項目	細目	評価項目	標準タイプ (施工能力評価型)	
			評価基準	選択
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 ・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点 (同一機関：2件) の平均点	80点以上：6点 75点以上80点未満：3点 70点以上75点未満：1点 70点未満、実績なし：0点	必須

A (対応)

継続	見直し	廃止
	○	

○対応

- ・総合評価において3点となる範囲 (成績評定点75点～79点) の割合が多いため、当該範囲において配点を細分化する
 - ・平均79点と80点以上の格差を軽減する
- 上記方針により、**工事成績の評価基準を見直す**こととする。見直しは、**企業の評価および技術者の評価において、合わせて見直す**こととする。

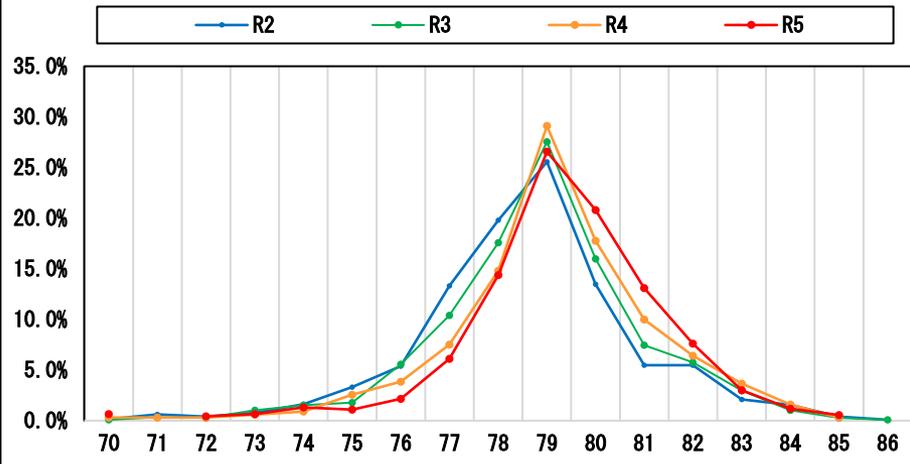
項目	細目	評価項目	標準タイプ (施工能力評価型)	
			評価基準	選択
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 ・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点 (同一機関：2件) の平均点	80点以上：6点 79点：5点 78点：4点 77点：3点 76点：2点 70点以上76点未満：1点 70点未満、実績なし：0点	必須

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 **《見直し》**

D (状況)

- ・工事における成績評定の推移としては、79点に最も集中。また、78点以下の工事が減少し、80点以上の工事が増えている状況。

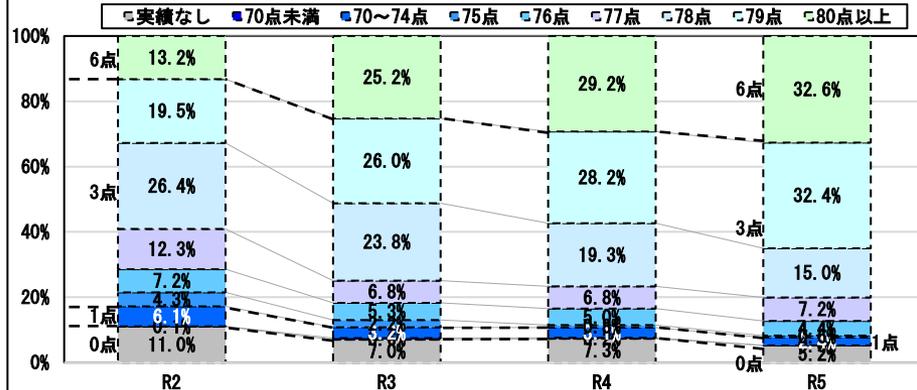
工事における成績評定の推移



C (分析)

- ・総合評価における企業の工事成績の加点状況の推移としては、平均点80点以上を持ち、6点 (満点) となる企業の割合が増加。79点の企業の割合も増加し、高得点化の傾向が強くなっている。

企業の工事成績の加点状況の推移



○工事成績評価基準の見直し案【一覧表】

約6割に集中する75点～79点を細分化。

最大配点	該当の評価方式	工事成績評定	70点未満 実績なし	70点以上 75点未満	75点	76点	77点	78点	79点	80点以上
6点の場合	【施工能力評価型】 ・ 試行なし（標準タイプ） ・ 自治体実績チャレンジ型 ・ 技術者育成型（標準タイプ） ・ 新技術導入促進I型（標準タイプ）	総合評価加点（現行）	0	1	3					6
		総合評価加点（見直し案）	0	1	1	2	3	4	5	6
5点の場合	【施工能力評価型】 ・ 若手技術者活用評価型（標準タイプ）	総合評価加点（現行）	0	1	2					5
		総合評価加点（見直し案）	0	1	1	2	2	3	4	5
4点の場合	【技術提案評価型】 ・ 技術提案評価型S型（WTO外） ・ 技術提案評価型S型（WTO） （段階的選抜方式一次審査） ・ 技術者育成型（S型、WTO外） ・ 特定専門工事審査型（S型、WTO外） ・ 新技術導入促進I型（S型、WTO外） 【施工能力評価型】 ・ 技術者育成型（地域密着工事型） ・ 新技術導入促進I型（地域密着工事型）	総合評価加点（現行）	0	1	2					4
		総合評価加点（見直し案）	0	1	1	2	2	3	3	4
3点の場合	【施工能力評価型】 ・ 試行なし（地域密着工事型） ・ 若手技術者活用評価型（地域密着工事型） ・ 企業能力評価型	総合評価加点（現行）	0	1	2					3
		総合評価加点（見直し案）	0	1	1	2	2	2	2	3
（参考） 令和5年度契約工事における表明者の加点分布			5.2%	2.4%	0.6%	4.4%	7.2%	15.0%	32.4%	32.6%

3-3 ③. 配置予定技術者の工事成績評価の対象期間見直し

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 **《見直し》**

P (現行)

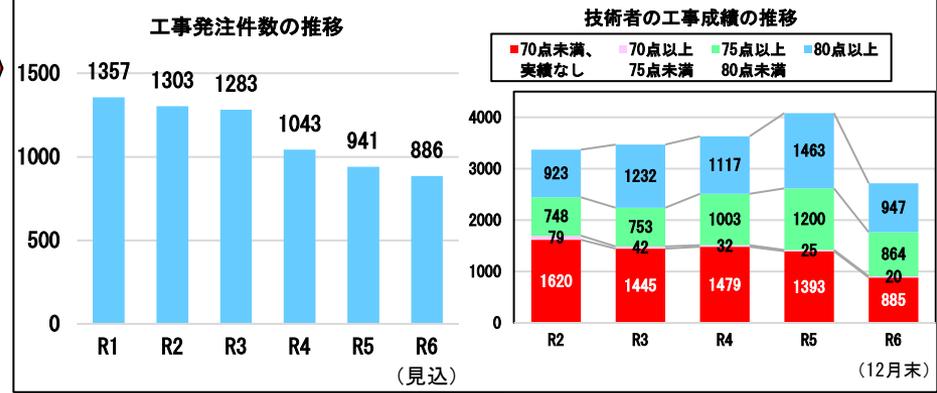
- 配置予定技術者の能力—同種工事の工事成績
- ・平成22年度より評価項目として設定。以降、
 - 平成26年度：評価対象機関を「関東地方整備局発注工事」から「地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局」に拡大
 - 平成25年度、平成26年度に配点を変更
- 上記の見直しを経て現在に至っており、平成26年度からは変更がない。

【配置予定技術者】同種工事の工事成績（現行）

項目	細目	評価項目	標準タイプ (施工能力評価型)	
			評価点	選択
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績 (資格要件で求めた実績) ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の過去4年間の施工実績 ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績	6	必須

D (状況)

- 近年の工事発注状況と技術者の工事成績の推移
- ・工事発注件数は、近年、徐々に減少傾向。
- ・技術者の工事成績の推移は、年度により前後はあるものの、加点条件（70点以上）を満たす技術者が増加しているが、加点条件を満たせない（70点未満、実績なし）技術者の割合が30%以上存在している。
- ・加点条件を満たせない（70点未満、実績なし）内訳としては、実績がない（過去4年間の評価対象期間を満たせない）ケースがほとんどである。



A (対応)

継続	見直し	廃止
	○	

- 対応
- ・企業の受注機会の確保、格差拡大の軽減および競争性の確保のため、
配置予定技術者の工事成績評価の対象期間を4年間⇒8年間に見直す。

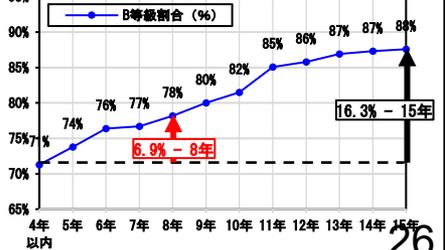
C (分析)

- 成績評価における実績なし（過去4年間の条件満たせない）の分析
- ・今年度の発注工事において、実績としてあげた工事の同種性（同種工事施工実績、過去15年間）で加点を受けつつも、過去4年間の条件を満たせず工事成績（同種工事工事成績）で加点のない状況が顕著に表れた事例あり。
- ⇒**工事件数の減少傾向に伴い、工事実績を得ることがより困難になってきている。**
- ・令和5年度の一般土木B等級工事を参考として試算した場合、現状では70%程度の技術者が実績を持っているが、評価対象期間を4年間から8年間に延長することで、さらに7%程度、技術者の工事成績をカバーする。

技術者の工事成績が0点となるケースの例

会社	配置予定技術者の能力						自由設定項目		小計
	同種工事施工実績	同種工事工事成績	優秀工事表彰	難工事施工経験	難工事功労表彰	同種工事施工経験	同種工事職歴		
A社	6	0	0	0	0	0	0	7	
B社	3	0	0	1	1	1	1	9	
C社	6	6	2	0	0	1	1	16	
D社	3	0	0	0	0	0	1	5	
E社	6	0	0	0	0	0	1	8	
F社	3	0	2	0	0	0	1	7	
G社	3	6	0	0	0	0	1	10	
H社	3	6	0	0	0	0	1	11	
I社	6	0	0	0	0	0	1	7	
J社	6	6	0	0	0	0	1	14	
K社	6	0	0	0	0	0	1	8	

【参考_R5一般土木B等級工事】工事成績の対象期間延長によるカバー率



令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

○技術提案評価S型 (WTO) [技術提案60点満点] において、「VE」を求め難い場合、「施工計画」のみとすることが出来るが、評価点の差 (15点ピッチ) を小さくするため、「施工計画」を2項目求める。 ※評価点の合計は9段階以上とする。

「施工計画」と「VE提案」の組み合わせ

現	<p>施工計画 (1項目) + VE提案 (1項目※) <small>※VE提案を2項目とすることも可</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事全般の施工計画 1項目 (30点) <li style="text-align: center;">+ ・ 技術提案 (VE提案) 1項目 (30点) </div> <p style="margin-left: 20px;">} = 評価点の合計 (60点)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th>評価</th> <th>施工計画</th> <th>VE</th> <th colspan="2">評価点の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>53</td> <td>15・16</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>45・46</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>38</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30・31</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価	施工計画	VE	評価点の合計		V	30	30	60	23	IV	23	23	53	15・16	III	15	15	45・46	8	II	8	8	38	0	I	0	0	30・31		<p>9段階以上</p>
	評価	施工計画	VE	評価点の合計																													
V	30	30	60	23																													
IV	23	23	53	15・16																													
III	15	15	45・46	8																													
II	8	8	38	0																													
I	0	0	30・31																														
在	<p>※VE提案を求め難い場合※</p> <p>施工計画のみ (1項目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事全般の施工計画 1項目 (60点) </div> <p style="margin-left: 20px;">} = 評価点の合計 (60点)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th>評価</th> <th>施工計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価	施工計画	V	60	IV	45	III	30	II	15	I	0	<p>評価が1段階異なる と15点の差が生じ、 「価格点での 挽回が困難」</p>	<p>5段階</p>																	
	評価	施工計画																															
V	60																																
IV	45																																
III	30																																
II	15																																
I	0																																
見直し	<p>施工計画のみ (2項目)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事全般の施工計画 2項目 (30点×2) = 評価点の合計 (60点) </div>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #8B0000; color: white;"> <th>評価</th> <th>施工計画①</th> <th>施工計画②</th> <th colspan="2">評価点の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>53</td> <td>15・16</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>45・46</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>38</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30・31</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価	施工計画①	施工計画②	評価点の合計		V	30	30	60	23	IV	23	23	53	15・16	III	15	15	45・46	8	II	8	8	38	0	I	0	0	30・31		<p>9段階以上</p>
	評価	施工計画①	施工計画②	評価点の合計																													
V	30	30	60	23																													
IV	23	23	53	15・16																													
III	15	15	45・46	8																													
II	8	8	38	0																													
I	0	0	30・31																														

3-3 ⑤. 新規参入を促すための新たな総合評価方式の導入

P (計画)

○目的：都県政令市の工事成績評定点や表彰を評価し、国実績の無い(少ない)企業の参入を促す。

○取組内容

<試行期間：H25年度～R3年度…自治体実績評価型、
R4年度～…自治体実績チャレンジ型>

工事成績の評価：「企業」及び「技術者」において、国成績※1と都県・政令指定都市の工事成績※2を同等に評価
表彰の評価：「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価

対象工事：対象型式：施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
適用工事種別…「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」
工事規模…分任官工事に適用可能

※1 関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価
※2 対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点(同一機関：2件)の平均点(国成績を有している企業は、国の成績で評価)

◎：必須 ○：選択

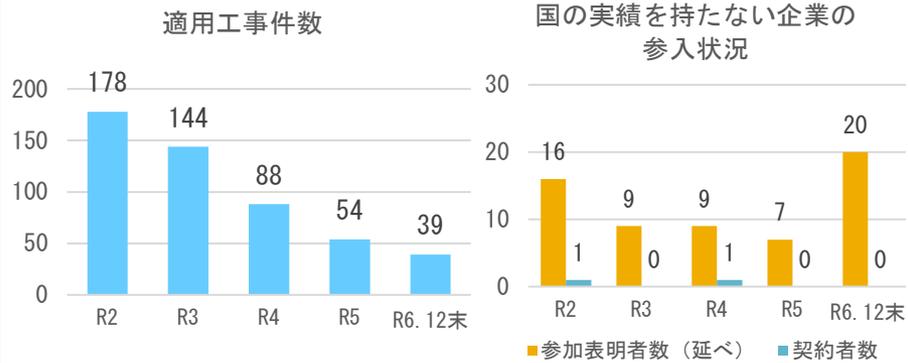
【配点表】

項目	細目	評価項目	施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型	
			満点	評価点
施工計画	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価型Ⅰで適用	可/不可(欠格)	◎
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 ※施工能力評価型Ⅰで適用		◎
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	5点	◎
		工事成績(都県政令市の発注工事の成績も対象)	6点	◎
	優良工事表彰(都県政令市の表彰も対象)	5点	◎	
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎	
	地域精進度(近隣地域での施工実績)	2点	◎	
	地域精進度(緊急時の施工体制)	2点	◎	
	地域貢献度(災害協定の有無)	2点	◎	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験(資格要件で求めた実績)(都県政令市の発注工事の成績も対象)	3点	◎
		同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)(都県政令市の発注工事の成績も対象)	3点	◎
	優秀工事技術者表彰(都県政令市の表彰も対象)	2点	◎	
	自由設定項目	2点	◎	
	自由設定項目	2点	◎	
合計			40点	

D (実施)

○試行結果

- ・適用工事件数は年々減少傾向であり、受注機会の確保を建設業団体から求められていることから、更なる取組が必要。
- ・本試行による、国の実績を持たない企業の参入状況に着目したところ、令和2年度以降、参加表明者数(延べ)、契約者数ともに少なく、新規参入に効果を発揮しているとは言えない状況である。



A (対応)

	継続	見直し	廃止
○対応		○	

○対応

・新規参入を促すため、新たな評価方式を導入し、試行するものとする。

- 企業の技術力のみでの評価とする
- 同種工事の施工実績、工事成績 ⇒ 評価点を減少
- 優良工事表彰 ⇒ 評価しない

評価項目	評価点	選択
同種工事の施工実績	5点	◎
工事成績	6点	◎
優良工事表彰	5点	◎
本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
地域精進度	2点	◎
地域貢献度	2点	◎
①近隣の施工実績	2点	◎
②緊急時の施工体制	2点	◎
③災害協定の有無	2点	◎
④災害活動実績の有無	2点	◎
⑤災害時の基礎的 事業継続力の認定の有無	2点	◎
計	30点	

評価項目	評価点	選択
同種工事の施工実績	3点	◎
工事成績	3点	◎
優良工事表彰	-	-
本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
地域精進度	2点	◎
地域貢献度	2点	◎
①近隣の施工実績	2点	◎
②緊急時の施工体制	2点	◎
③災害協定の有無	2点	◎
④災害活動実績の有無	2点	◎
⑤災害時の基礎的 事業継続力の認定の有無	2点	◎
計	20点	

企業の技術力のみでの評価とする

C (評価)

○評価

- ・過去5年間、新規表明者の加点率を分析した。
- ・配点ウェイトの大きい、企業の「同種工事の施工実績」「工事成績」「優良工事等表彰」、配置予定技術者の「同種工事の工事経験」において加点率が低い。
- ⇒新規表明企業の参入を促すにあたっては、これらの配点の、見直しが必要。

項目	細目	評価項目	サンプル数	うち得点数 (0点でない カウント)	得点率
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	48	20	41.7%
		工事成績	50	21	42.0%
		優良工事等表彰	38	3	7.9%
	地域精進度、地域貢献度	新規契約の有無	30	30	100%
		近隣地域での施工実績	40	18	45.0%
		緊急時の施工体制	40	25	62.5%
		災害協定の有無	41	33	80.5%
技術者の技術力	配置予定技術者の能力	災害協定の有無	40	19	47.5%
		災害時の基礎的 事業継続力の認定	36	23	63.9%
	自由設定項目	同種工事の工事経験	50	18	36.0%
		同種工事の工事成績	50	28	56.0%
		優秀工事技術者表彰	50	26	52.0%
過去の同種工事の工事経験	45	43	95.6%		
継続教育(CPD、CPDS)の取得状況	22	0	0%		

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

<新たな総合評価方式の導入【自治体実績チャレンジ型（Ⅱ型）】>

【目的】 地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式。

- 【概要】
1. **企業の技術力のみを評価**
 2. 工事成績の評価：「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価：「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
 ○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 ○工事難易度：Ⅰ～Ⅱ程度を想定

【配点表】

		評価項目	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無 ^{※1}	2点	◎
		④災害活動実績の有無 ^{※2}	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
	計			20点

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

3-3 ⑥. 参加表明段階で技術者の資料を求めない方式

令和7年4月1日以降の公告案件より、試行的に実施 《見直し》

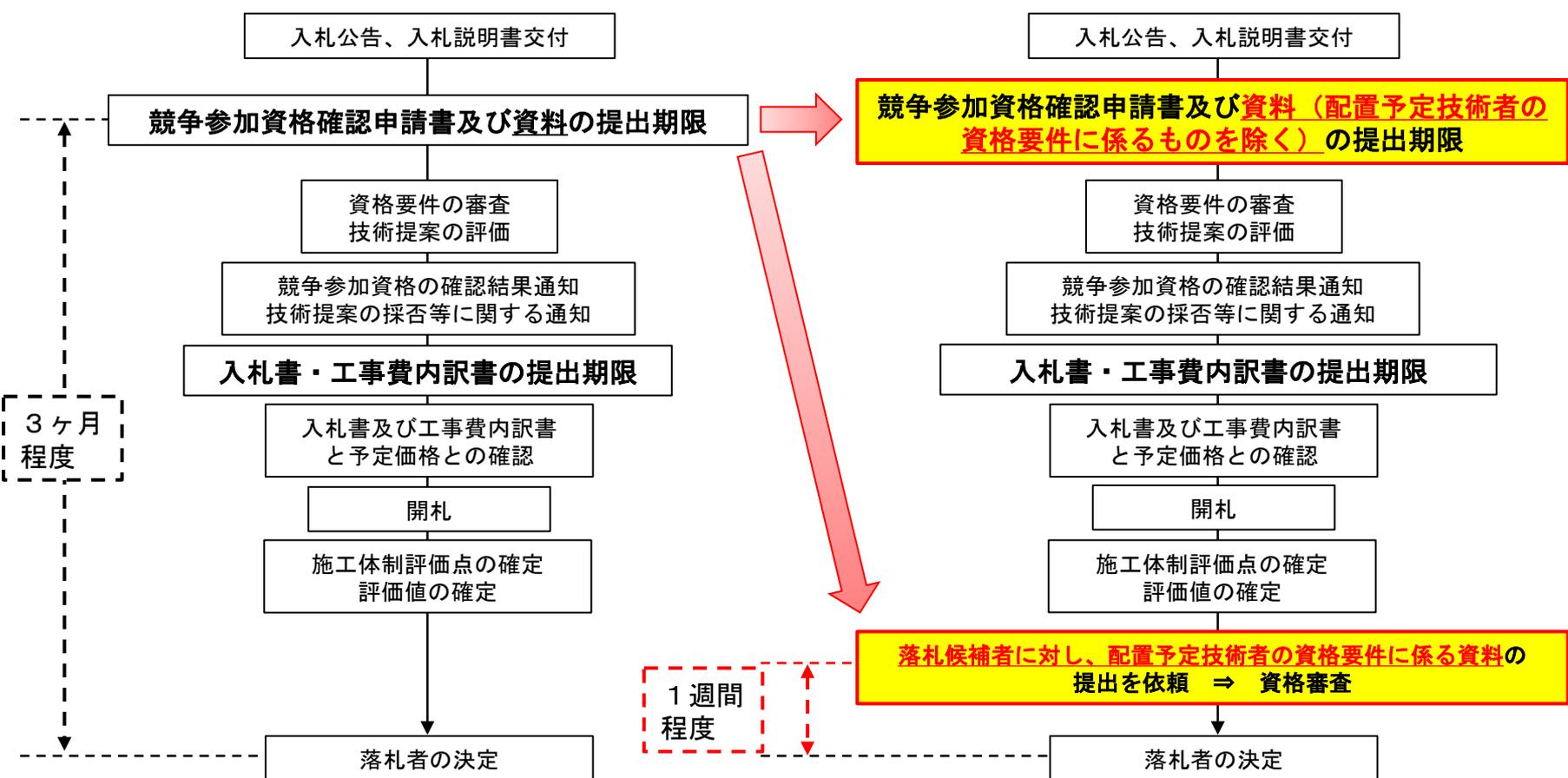
○配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、**落札前**まで延伸する試行を実施する。

【対象の発注方式】技術提案評価S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）において試行的に実施予定

【概要】配置予定技術者の技術力を評価しない当該方式において、配置予定技術者の申請資料提出期限を**落札前**まで延伸。手続き期間の長い当該方式で、技術者の拘束期間を削減し、企業側の負担を軽減する。

【手続きフロー（現行）】

【手続きフロー（見直し）】



令和7年4月1日以降の公告案件より適用予定 《試行》

○工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。

- ・発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
- ・仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

		施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事		技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
		II型	I型	S II型 (現行S型)	S I型 (試行)	A III型	A II型	A I型
技術提案内容			簡易な施工計画	施工上の特定の課題等に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等 新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない	工事目的物の設計変更や高度な施工技術等		
			簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価			部分的変更	複数の有力案	通常案は満足できない
評価方法		企業・技術者の能力等（実績）を点数評価		技術提案を点数評価				
予定価格		標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成				

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

- 将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設予定。
- これと併せて、総合評価において若手・女性技術者奨励賞受賞者を加点評価する。評価は、配置予定技術者の技術力、自由設定項目における「難工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰等」の枠組みに追加して盛り込む。

評価項目		評価基準	評価点
配置予定技術者の技術力	難工事功労表彰、 若手・女性技術者奨励賞 、事務所独自表彰	<p>全ての工事種別を対象に過去4年間（※1）に受表彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注） または過去4年間（※1）に受表彰した事務所独自表彰の有無を評価</p> <p>※1 技術提案評価S型段階的選抜方式のみ過去5年間 ※2 「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象</p>	1点

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《廃止、見直し》

P (計画)

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】<試行工事>
 ○概要：入札参加要件として、「監理（主任）技術者」、「現場代理人」、「担当技術者」のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。
発注者側で、女性技術者・若手技術者のどちらを求めるか指定する。
 ○適用開始年度：H26年度～
 H26年度～H30年度は、女性技術者のみの設定であり、R1年度からは若手技術者が追加で盛り込まれた。

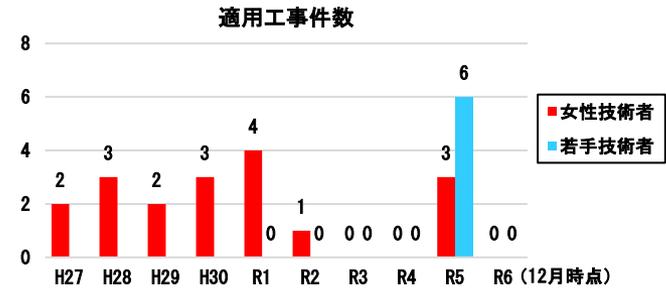
【若手技術者活用評価型】<試行工事>
 ○概要：35歳以下の若手技術者を「現場代理人」または「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として、将来、直轄工事（主任（監理）技術者となるべく経験を積んでもらう方式。
 ○適用開始年度：H25年度～

【「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】<企業の評価における自由設定項目>
 ○概要：35歳以下の若手技術者および女性技術者を「現場代理人」または「担当技術者」として配置する場合に評価することで、活用を促すもの。
評価にあたり、どちらか一方を必ず選択することとしている。
 （両方を選択することはできない）
 ○適用開始年度：H27年度～
 H27年度～R1年度は、若手技術者のみの設定であり、R2からは女性技術者が追加で盛り込まれた。

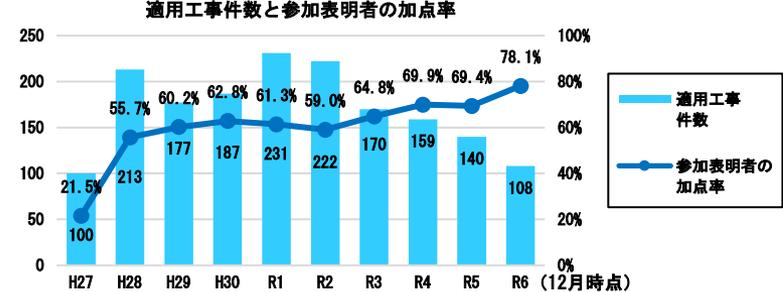
【「40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無」】<技術者の評価における自由設定項目>
 ○概要：40歳以下の主任（監理）技術者を配置する場合に評価をすることで、担い手の育成を促すもの。
 ○適用開始年度：R6年度～

D (実施)

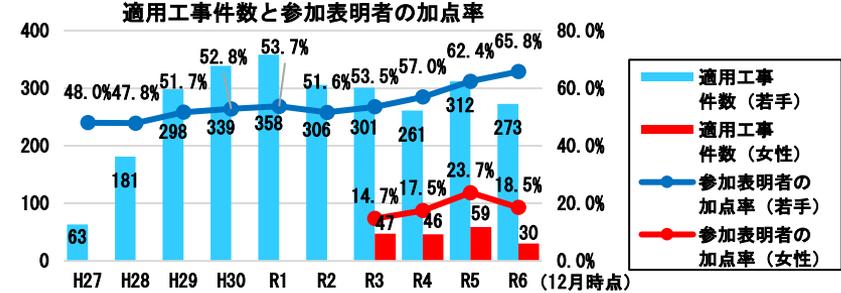
【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】<試行工事>



【若手技術者活用評価型】<試行工事>



【「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】



【「40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無」】

○採用件数：11件（令和6年8月～12月）
 ○参加表明者の加点率：22.7%

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《**廃止、見直し**》

C (評価)

【全体】

- ・担い手の確保のため、積極的な活用を推進しているところ。
- ・女性技術者および若手技術者に関連する試行工事、評価項目ともに煩雑な状況。

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】<試行工事>

- ・女性技術者・若手技術者ともに資格要件とすることで不調・不落のリスクが高まるため、適用工事件数が非常に少ない。
- ・資格要件として設定しているため、参加企業のインセンティブとならない。
- ・万が一に交代する場合を想定すると、同等以上の技術力を持つ技術者を2名確保する必要があり、企業側からも参加しづらい旨、建設業団体から意見あり。

⇒女性技術者・若手技術者の活用を促す効果は得られていないと考えられる。

【若手技術者活用評価型】<試行工事>

- ・適用工事件数が多い。加点率も上昇している。
- ・若手技術者活用することで加点を得られるため、参加企業のインセンティブとなり、企業にとっても参加表明しやすいと思われる。
- ・活用の条件が「資格要件」でなく「評価」であるため、女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事に比べ、不調のリスクは低い。

⇒若手技術者の活用を促す効果は充分に得られていると考えられる。

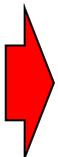
【「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】

- ・若手技術者の活用は令和3年度から、女性技術者の活用は令和5年度から重点施策項目としており、どちらかを必ず設定することとしている。
- ・適用工事件数については、若手技術者の適用が多く、女性技術者の適用は少ない。
- ・参加表明者の加点率については、若手技術者の加点率は高く、上昇傾向。女性技術者の加点率は低い。
- ・発注者側としても、加点しやすいであろう若手技術者を設定する傾向にある。

⇒若手技術者の活用に寄与している一方、女性技術者の活用には充分効果を発揮できていないと思われ、どちらか一方の選択がネックになっていると考えられる。

【「40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無」】

- ・令和6年8月から適用を開始した評価項目であり、データが少ないため、引き続き、データを蓄積していく。



A (対応)

【全体】

- ・女性技術者および若手技術者に係る評価の設定を統一して運用する。

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】<試行工事>

⇒**廃止する。**

【若手技術者・女性技術者活用評価型】<試行工事>

- ⇒評価にあたり、女性技術者を追加で盛り込む見直しを行い、引き続き運用する。
- ⇒技術者の交代要件としては、
若手技術者 ⇄ 女性技術者
の交代を可とする。

【「若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格」】

- ⇒評価にあたり、若手技術者と女性技術者を統合する見直しを行い、引き続き運用する。
- ⇒技術者の交代要件としては、
若手技術者 ⇄ 女性技術者
の交代を可とする。

【「40歳以下の主任（監理）技術者または女性主任（監理）技術者の配置の有無」】

- ⇒評価にあたり、女性技術者を追加で盛り込む見直しを行い、引き続き運用する。
- ⇒技術者の交代要件としては、
若手技術者 ⇄ 女性技術者
の交代を可とする。

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和7年度から工事種別や等級等にかかわらず全ての総合評価落札方式案件で評価対象とする。
- 女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
- 配点…一般土木B等級、建築B等級以上の工事：1点
上記以外の工事：0.5点
- 令和7年8月1日以降の公告案件より適用する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	一般土木B等級、 建築B等級以上の工事 1点
	上記以外の工事 0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

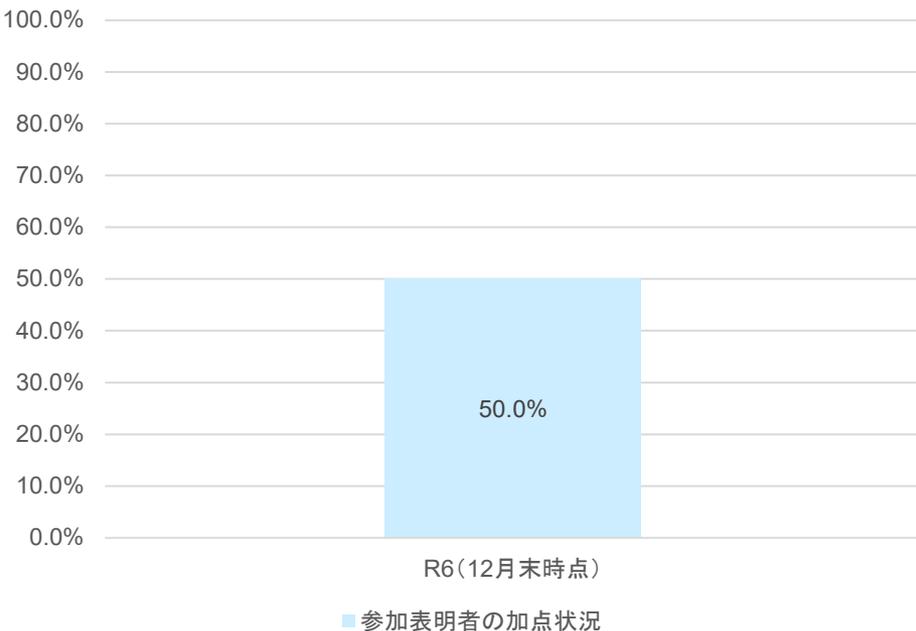
※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

■ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の加点状況（R6. 12月末現在）

○ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の加点については、令和6年1月より適用を開始。以後、見直しを踏まえながら対象拡大予定。

一般土木B等級以上、建築B等級以上



		R6(12月末時点)
参加表明者の加点状況	参加表明者母数	44
	⇒うち、加点者数	22
	加点率	50.0%

ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価の変遷

	対象工事	加点
R6. 1. 1～ 【適用開始】	一般土木B等級以上、 建築B等級以上	企業の評価、自由設定 項目で必須加点：1点
R6. 8. 1～ 【加点条件見 直し】	一般土木B等級以上、 建築B等級以上	企業の評価の枠外で必 須加点：1点
R7. 8. 1～ 【 <u>全工事（中 小企業）へ 対象拡大予 定</u> 】	一般土木B等級以上、 建築B等級以上	企業の評価の枠外で必 須加点：1点
	<u>上記以外の工種</u>	<u>企業の評価の枠外で必 須加点：0.5点</u>

※上記は、R6. 8. 1からの加点状況を集計したもの。

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《**廃止**》

P (計画)

- 評価の目的 : 担い手の育成・確保、働き方改革
- 適用開始年度 : H30年度
- 評価基準・方法

【評価項目】 : 関東地方整備局発注工事において審査基準日から過去1年間に取得した「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無について、評価する。

【適用対象工事種別】 : 全ての工事種別

【評価対象となる工事種別】 : 全ての工事種別

【評価基準・評価点】 (標準タイプの総合評価落札方式の場合)

項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を評価	取組証(4週8休(28.5%)以上)がある場合	2
		取組証(4週6休(21.4%)以上、4週8休(28.5%)未満)がある場合	1
		取組証無し	0

項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を評価	取組証(4週6休(21.4%)以上)がある場合	1
		取組証無し	0

令和6年度の実施方針において、配点を2点から1点に見直したところ。

A (対応)

継続	見直し	廃止
		○

○対応

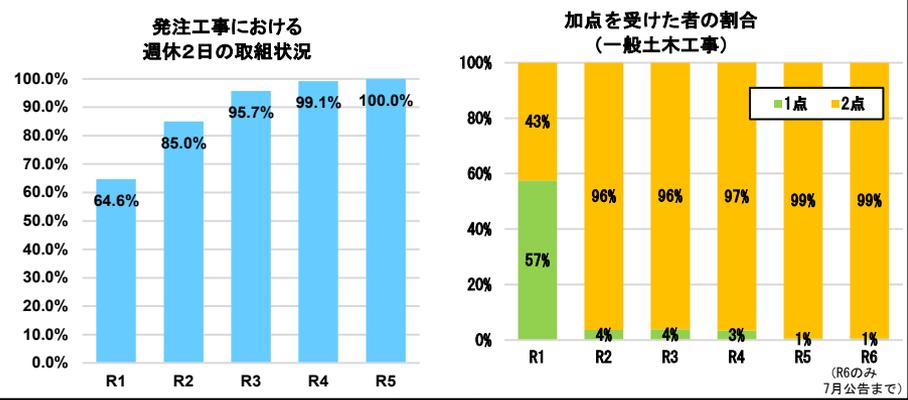
- ・本項目は週休2日制工事の取組促進を図るため、H30年度より適用している。
- ・総合評価における取り組みとしては、令和6年7月までに公告した工事のほとんどで2点(4週8休以上の取組実績)での加点であり、**各企業における週休2日の取組は十分に浸透していると思われる。**
- ・現在、週休2日制工事の取組は原則全ての工事を発注者指定方式としている。
- ・総合評価の加点根拠となる取組証について、令和6年度以降の発注工事からは発行をとりやめ。

⇒以上のことから、**週休2日の取組みについて、総合評価による政策誘導を終了する(工事成績で評価)こととし、評価項目を廃止する。**

D (実施)

○現在の取組状況

- ・発注工事における週休2日の取組率は高く、令和5年度では100%となっている。
- ・総合評価において加点を受けたものにおける点数内訳は、2点(4週8休以上の実績)の加点を受けた者がほとんどである。



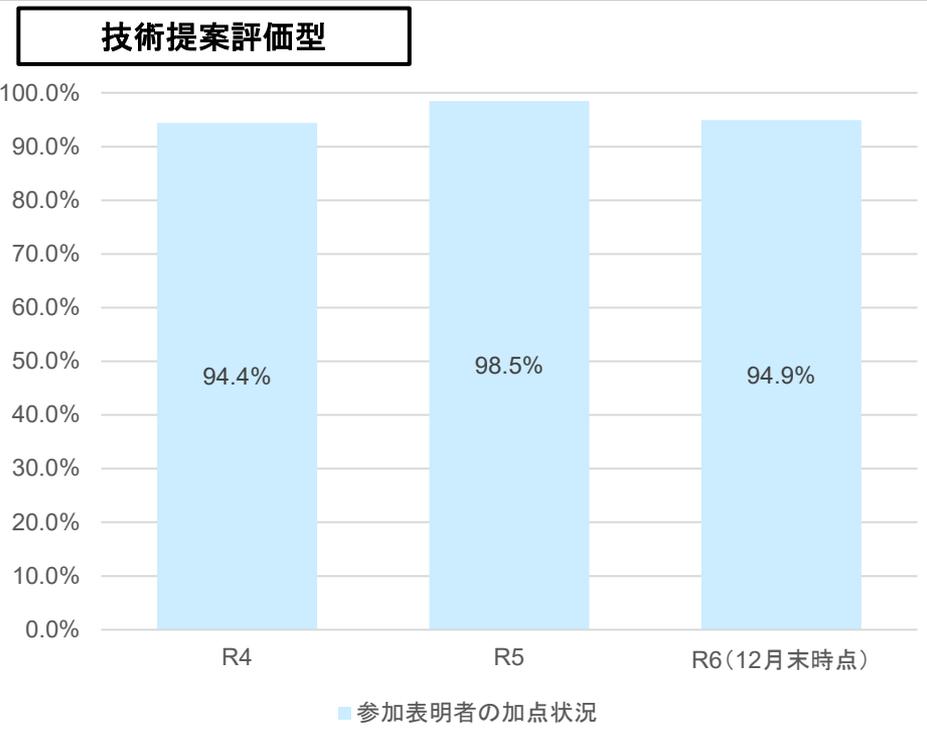
C (評価)

○評価

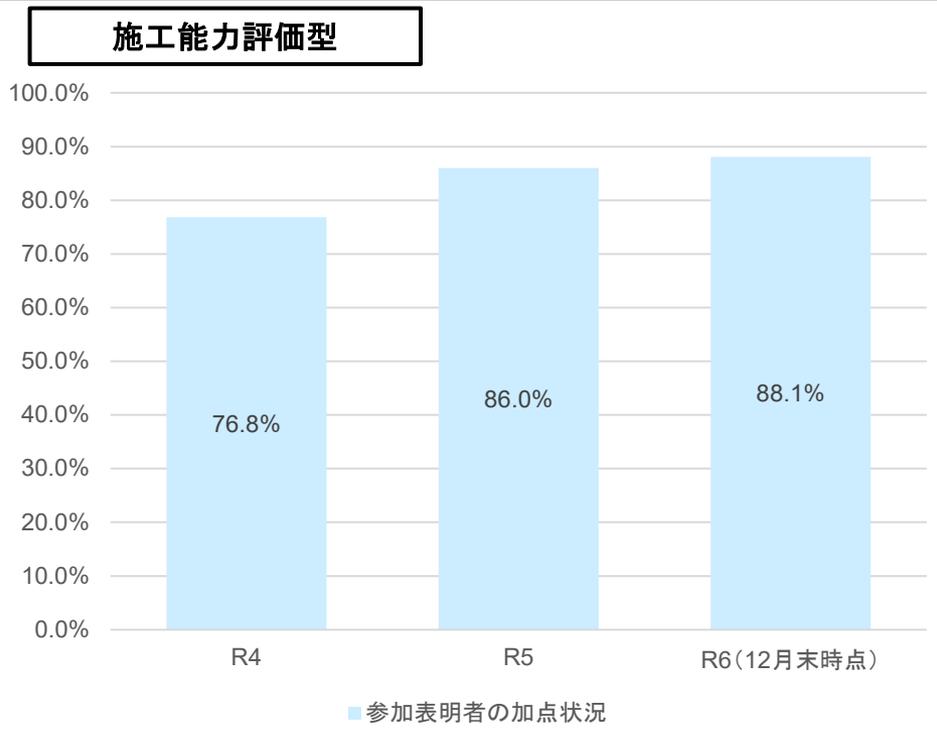
- ・総合評価における取り組みとしては、令和6年7月までに公告した工事のほとんどで2点(4週8休以上の取組実績)での加点であり、各企業における週休2日の取組は十分に浸透していると思われる。
- ・総合評価以外の取り組みとしては、
 - 一 令和3年度から全ての工事原則「発注者指定方式」により発注。
 - 一 令和6年度からは、月単位の週休2日制工事を実施。
 - 一 工事の積算において補正を実施。
 - 一 週休2日を達成した企業に対しては工事成績評定で加点。
- としており、取組み状況としては、令和5年度で取組率100%となっている。
- ・総合評価の加点根拠となる取組証について、令和6年度以降の発注工事からは発行をとりやめ。

⇒週休2日の取組みについて、総合評価による誘導は十分に果たされ、これ以上、総合評価による取組みを継続する意義は薄いと思われる。

○賃金引上げの加点については令和4年度から適用を開始。
 ○加点条件 ⇒ 大企業：対前年比（暦年もしくは企業の事業年度）で、給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の表明
 中小企業：対前年比（暦年もしくは企業の事業年度）で、給与総額を1.5%以上増加させる旨の表明
 ○加点率について、技術提案評価型は取組初期から高い加点率を維持。施工能力評価型については、徐々に加点率が上昇している。



	R4	R5	R6(12月末時点)
参加表明者の母数	625	331	99
⇒うち、加点者数	590	326	94
加点率	94.4%	98.5%	94.9%



	R4	R5	R6(12月末時点)
参加表明者の母数	5330	5333	3233
⇒うち、加点者数	4096	4586	2848
加点率	76.8%	86.0%	88.1%

※随意契約を除く
 ※港湾空港関係を除く

- 国道4号では、老朽管補修や路面復旧等への対応が急務。
- 重交通の国道4号における施工体制の安定的確保が課題。

⇒新たな取組みとして、
3カ年国債を活用したフレームワークモデル工事の
試行を実施。

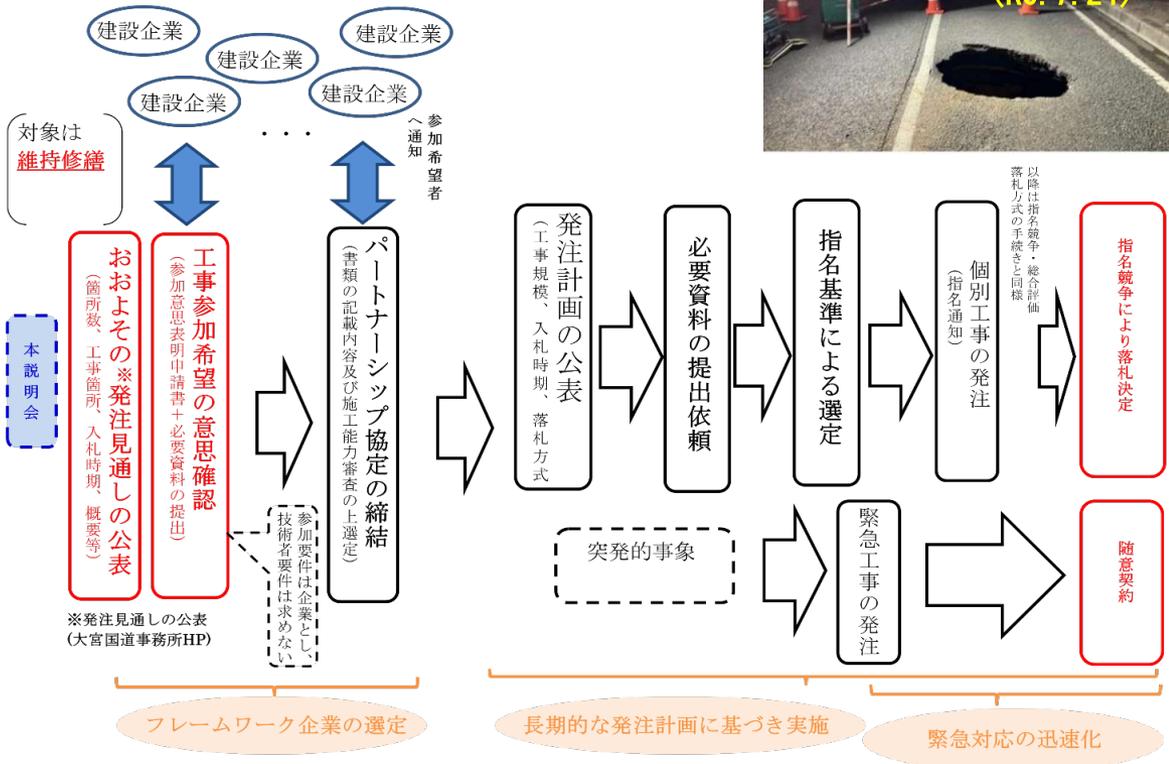


■メリット

- ①長期の発注見通しによる安定的な施工体制の確保
- ②道路での異常発生時における緊急対応の迅速化
- ③工事発注手続きの簡素化

■特徴

- ・3カ年（国債）の長期にわたり実施
- ・受発注者間でパートナーシップ協定を締結（個別工事の概要、発注方法等を記載）
- ・平常時の工事（指名競争）に加え、突発的な工事（緊急随契）の相手方を協定締結者から選定。



○実施方針の適用、評価項目の切替および入札説明書の改定は、以下の時期に実施する。

- ① R7実施方針の適用
工事成績及び表彰関係の切替
→公告日が令和7年8月1日以降の案件
- ② 工事实績に関する評価の切替
→公告日が令和7年4月1日以降の案件
- ③ R7入札・契約の運用方針の見直し
→公告日が令和7年4月1日以降の案件
- ④ 発注標準の見直し
→契約日が令和7年4月1日以降の案件
- ⑤ ワークライフバランス関連認定企業の加点評価の見直し
→公告日が令和7年8月1日以降の案件